

懲戒処分以外の処分の実施状況

(令和8年1月)

〔教育委員会〕

処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
8.1.23	文書訓告	県立学校 校 長	18歳未満の者に対する不適切な行為により処分を受けた教職員に対する監督責任。(教職員は、8.1.23 免職)
8.1.23	口頭訓告	県立学校 校 長	令和7年7月、速度違反自動取締装置により速度超過を記録され、検挙されたとして処分を受けた教諭に対する監督責任。(教諭は、8.1.23 戒告)

【問い合わせ先】

高校教育課〔直通：089-912-2952（県庁内線：2952）〕